



日本税理士会連合会  
会長 森 金次郎 殿

## 税理士法改正についての要望書

平成 11 年 7 月 12 日	全国青年税理士連盟
会長 麻木 善弘	
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5・21・12 代々木リビン 303	
TEL 03-3354-4162	FAX 03-3354-4095

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申しあげます

また、日頃は当連盟の活動に対して深いご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、貴会は、平成 7 年 6 月に「税理士法に関する意見（タタキ台）」（以下「タタキ台」という。）、平成 8 年 1 月に「タタキ台の審議状況について（報告）」（以下「報告書」という。）を順次発表されました。現在は、これらに基づき税理士法改正について、銳意関係官庁との折衝をされておられるよううかがっております。

これに關して、貴会は 11 年 5 月 15 日「税理士界」に“税理士制度に関する勉強会に於ける「論点整理メモ」について”（以下「論点整理メモ」という。）を公表されました。

貴会と関係官庁との勉強会で検討された 9 項目についての論点を会員に公表されたことは、前回の昭和 55 年税理士法改正での教訓をもとに、会務運営の公開を重視されておらることの証だと評価いたします。

しかし、「論点整理メモ」が検討内容の公開だけではなくて、今後の議論の方向性をも示唆するものであったならば、会員にとつてはより一層有用性があるものとなると思われます。

残りの 12 項目についても、税理士の法的地位の確立（調査の通知、税務訴訟における税理士の地位等）並びに税理士会の自主性の確立（総会の決議の取消・役員の解任、監督権等）など、さらにも重要な事項が検討されていますので、引き続き隨時公開していただけることと確信しております。

「タタキ台」、「報告書」発表以後現在まで相当に時間が経過しておりますが、その間に税理士をとりまく状況は、当初予想されていなかつた「規制緩和」、「WTO・GATS」と内外に關係する激しい環境変化にさらされております。

これらの諸問題について、貴会としての公式見解及びにこれらが税理士法改正に与える影響並びに「タタキ台」・「報告書」の見直しの是非については、現在のところ明らかにさ

れておられません。

「論点整理メモ」では、これらの諸問題を念頭に置いた議論がなされているようですが、残念なことにどれが貴会の意見か窺い知ることができません。

税理士制度の本質的変更も考えられる「規制緩和」については、行政改革推進本部・規制緩和委員会より、平成10年9月に「規制緩和に関する論点公開」(以下「論点公開」という。)、12月に「規制緩和における見解」(以下「第1次見解」という)が公表され、政府では、さる3月30日に「規制緩和推進3か年計画」(以下「推進計画」という。)が閣議決定され、業務独占資格等を中心とする資格制度の見直しがいよいよ実行段階に至りました。

いざにせよ税理士法改正の内容が、税理士法第1条「税理士の使命」の明確化を理念として行われなければ、税理士制度は規制緩和による資格制度見直しの波に飲み込まれてしまいかねません。

税務の専門家として独立公正な立場で納税者の権利を擁護すべき税理士制度の改正が、国民の理解をえられる内容でなければ、今後の税理士業界の存続・発展はありません。当連盟としては、上記のような状況をふまえ、より一層国民・納税者の信頼に応えられる税理士制度であるように、以下の項目の実現を改めて要望する次第であります。

#### 記

##### 1. 税理士資格の取得については、平成7年「タタキ台」の改正案が妥当だと思われます。

「推進計画」においては、「公的資格制度については、……業務独占資格を中心に、国民生活の利便性の向上、当該サービスに係る競争の活性化の観点から、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直し、……所要の措置を行う」とされています。また、公的資格制度についても、「国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適性化、資格者の資質やモラルの向上等のため、厳格な法的規律に服する資格者が存在し国民に安心できるサービスを提供することを目的として設けられている」とのべています。我々税理士も業務独占が税理士法に規定されている資格なので、当然今回の規制緩和の検討対象になります。

「推進計画」2見直しの基準・視点の中で、「② 以下の資格については、廃止を含めその在り方を検討する。…… 資格者以外でも実施可能な専門性の低いもの …… 資格取得の要件が試験合格を原則としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者であるもの。」「⑦ … 資格取得に係る特例措置の認定基準については、明文化・公表を進める。」としています。

規制緩和委員会の考え方は、「専門性の高い公的資格は、公平であり客觀性のある資格試験によって資質が検証された上で資格が取得されていることが前提条件で、例外が跋扈す

るようような資格は公的資格としては認め難く廃止又は大幅な見直しをすべきだとして、いわんやそのような資格に業務独占を与えるべきではないこと。」にあると思われます。

貴会がとりまとめた「タタキ台」では、「(税理士)試験は、税理士の使命を達成し、納税者の信頼に応えるために必要な資質についての検証を行う制度であり、例外的措置である試験免除制度を幅広く設けることは、その資格の社会的評価を低めることになりますれ、決して高める事にはならない。」と明快にのべられています。

貴会自身も、税理士が「公的資格」であり続けるために必要なことは、規制緩和委員会が求めるものと同様の趣旨であることを從来より認識されています。

また、「論点公開」では、「論点3：……行政事務経験者等関連職務経験者の資格取得に係る許容範囲について見直すべきである。」としています。

行政事務経験者の資格取得については、試験制度との公平性が確保されているかについては検証されておらず、その運用の実態も公表されておりません。

「推進計画」2見直しの基準・視点の中で、「②以下の資格については、廃止を含めその在り方を検討する。… 試験合格率又は講習終了率が極めて高いもの … 」とされていることに留意すべきです。

一方で、教育制度の改革も進められております。大学院改革のテンポはは速く、現行税理士法の予定していた大学院制度とは大きく乖離したものとなっています。大学院が変われば、当然資格取得制度も変革されなければなりません。税理士試験回避を助長するような出版物がもてはやされるようでは、税理士資格に到底「社会的評価」は期待できません。

また、「タタキ台」でも指摘されているように、「弊害」が「目立つて」きていることも、衆知の事実です。

社会の変化の流れに背を向けた税理士制度では、外部的要因のみならず内部的要因で崩壊しかねないことも懸念されることです。

試験免除制度の解決は、小手先の方法論ではなく本質をついた抜本的制度改革によって行わなければあります。  
しかし、改革には不十分ですが当連盟は最低限平成7年「タタキ台」の改正案を支持します。

## 2. 登録時研修制度の新設を見直すこと。

「タタキ台」では、「厳格な資格取得の制度による能力保持の証明と、その後の適格な能力の維持と絶えざる向上が、制度として確立されなければならない」と記載されています。

税理士の能力の保証は、厳格な資格取得制度と税理士会の研修制度の確立によって、保証されるべきです。

資格取得が一元化されていないことを理由に登録時研修制度を新設することは、資格取

得者に一定の能力が保証できないことを認め、現状の追認でしかありません  
「推進計画」2見直しの基準・視点の中で、「⑤ …… 試験合格後の修習・講習等の義務付けについては、合理的理由なくして参入規制として機能しないようその在り方を見直す」とされています。

また「第1次見解」においても、「公的な資格の取得に関して、…… 試験に合格した後に一定の受講期間や実習期間を義務づけることが、別の職業を有する者が当該資格を取得することとの障害となり、参入規制として機能することがないようその在り方を見直すべきである」とされています。

例えば、会社に勤務するものが税理士資格を得て登録する場合に、この修習を強制すると勤務の都合上参加できなくなり、退職しなければ登録できなくなるおそれがあるため、参入規制となるのは明白です。

このように、この登録時研修制度は、規制緩和の観点からも税理士制度の観点からも問題があるといえます。

### 3. 調査の通知の規定を整備すること。

「タタキ台」に示されている、「税務調査に税務に関する専門家である納税者の代理人たる税理士が立会うことは保障されねばならない」「申告納税制度を円滑に機能させ、税理士の使命を完うさせる見地からも、課税庁は、納税義務者本人に通知すると否とにかかわらず、代理人たる税理士については社会通念上相当な期間をおいて、あらかじめ調査の日時場所を通知することとすべき」という改正案を支持します。

調査の通知については、本来税務行政手続法において規定されるべきものであります、それまでの期間、税理士法において調査の通知を税理士に必ず行うとの規定を設けるべきです。

### 4. 税理士の出廷陳述権は、納税者の権利擁護に必要です。

「推進計画」2見直しの基準・視点の中で、「① …… 業務独占資格者の業務のうち隣接職種の資格者にも取り扱わせることが適当なものについては、資格制度の垣根を低くするため、他の職種の参入を認めることを検討する。」とされています。

「タタキ台」においても、「納税申告から不服申立てまで、一貫して納税者の代理機能を果たしてきた税理士が、代理なしし納税者の援助機能を結実すべき時点で、制度本来の機能を発揮できないことは、納税者の権利、利益救済の見地から妥当でない」とされています。

納税者の権利擁護の観点からも、少なくとも税理士の出廷陳述権は必要だと考えます。

## 5. 税理法人については、再検討が必要です。

税理法人制度については、「タタキ台」・「報告書」の記載にもかかわらず、貴会において未だコンセンサスが形成されているとは言い難い状況にあるのではないかどうか。

このような組織が、合法的な天下り機関の新設ともなりかねないとの懸念は、監査法人等の現状を見る限りぬぐい去ることはできませんし、いくら税理法人の社員数を制限しても、勤務税理士に関する制限規定がなければ、結果的に大規模税理法人の出現を許すことになります。

「推進計画」でも推進事項として弁護士による法務法人が記載されています。これに関して、弁護士法第3条が変更されて法務法人に弁護士業務を認めることとなれば、弁護士の行う税理士業務も法務法人が行えることになり、税理士法が形骸化しかねません。この点についての検討・結論が出された上でなければ、税理法人の議論はできません。様々な問題を内包している税理法人については、もっと時間かけて議論をする必要があります。

## 6. 行政庁による税理士への監督は、是正されるべきです。

総会の決議の取消及び役員の解任（第49条の16）、一般的監督（第47条の17）、監督上の措置（第55条）については、「報告書」改正案を支持します。

納税者の代理人たる税理士制度であるためには、税務官公庁と常に対等な立場でなければなりません。

税理士制度が、税務行政の補助機関であるという誤った考え方を是正する必要があるため、税務官公庁による監督は排除されるべきです。

以上